

○ 生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について（平成 28 年 5 月 13 日社援地発 0513 第 1 号/保国発 0513 第 2 号 /保高発 0513 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1～3 （略）</p> <p>4 保険料（税）の滞納者への対応について</p> <p><u>保険料（税）の滞納者に対しては、保険料を滞納している世帯主等に保険料（税）の納付勧奨のための通知を送付すること、電話、訪問等により滞納している保険料（税）納付を催促すること及び電話、窓口等において滞納している保険料（税）の納付に係る相談の機会を設けること等の保険料（税）の納付に資する取組を実施することとしている。</u></p> <p>さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、<u>上記の保険料（税）の納付に資する取組を行ってもなお一年以上保険料（税）を滞納している世帯主等に対しては、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとしている。この場合において、市町村等は、当該世帯主等に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知することとしており、また、「資格確認書」の交付対象者については「資格確認書」の返還を求め、特別療養費の支給対象であることを記載した「資格確認書」を交付することとしている。（特別療養費の支給対象者となった場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求（例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分）を行うこととなる。）</u></p> <p><u>なお、後期高齢者医療制度においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、保険料を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給については、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、特別療養費を支給することとしても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って行われるべきものである。</u></p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 保険料（税）の滞納者への対応について</p> <p><u>保険料（税）の滞納者に対しては、通常よりも有効期間の短い「短期被保険者証」を交付することにより、市町村が滞納者との接触の機会を確保し、保険料（税）減免や分割納付も含めた納付相談を行うことで、保険料（税）の納付につなげる取組を行っている。（「短期被保険者証」が交付された場合、被保険者は、通常の被保険者証と同様に窓口において一部負担金（例えば、国保において、未就学児及び高齢受給者については医療費の2割、その他の被保険者については医療費の3割）のみを支払うこととなる。）</u></p> <p>さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、一年以上保険料（税）を滞納している者に対しては、「被保険者証」の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付することとしている。（「被保険者資格証明書」が交付された場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求（例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分）を行うこととなる。）</p>

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を引き続き実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図っていただくようお願いする。

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を引き続き実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図っていただくようお願いする。